

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-7-3
許認可等の種類	保安機関の認定			
根拠法令条例等・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項			
許認可等の概要	保安業務を行おうとする者は、知事の認定を受けなくてはならない。 (最終)知事 (専決)ものづくり振興課長 (委任)地域振興局長			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第27条から第35条の4まで 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (平成9年通商産業省令第11号)第27条から第44条まで 3 保安業務に係る技能的能力の基準等の細目を定める告示 (平成9年通商産業省告示第122号)第2条から第4条まで 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成17年4月1日付け平成17・03・16原第8号) 5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について(平成19年7月27日付け平成19・07・25原院第6号) 6 保安機関の認定について(平成9年4月1日付 平成09・03・31立局第78号通達) 7 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について(平成14年12月27日付け平成14・11・26原院第6号)			
基準の制定根拠	法令及び通達に基づく基準			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日(経由機関(地域振興局)10日、処分庁20日)			
期間の制定根拠	過去の実績			